

傷病手当金を支給します

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者である被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染し仕事を休んだために給与を受けられない場合、傷病手当金を支給します。詳細はお問い合わせください。

支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。

支給額 1日当たりの支給額（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2/3）×支給対象となる日数

適用期間 令和2年1月1日～令和2年9月30日

問い合わせ 国民健康保険に加入している人………市市民課 国保年金係 ☎27-8450
後期高齢者医療制度に加入している人…市市民課 医療給付係

特別定額給付金の申請をお忘れなく

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた家計への支援を行うため、全ての市民を対象に特別定額給付金（10万円）が給付されます。市は16,242世帯のうち15,729世帯（6月26日現在）への給付を終えています。**特別定額給付金の申請期限は、8月1日（当日消印有効）**です。給付を希望する人は忘れず手続きをお願いします。

給付の対象者

- 基準日の令和2年4月27日に釜石市住民基本台帳に記載されている人
- ※4月27日までに生まれた人は、出生届の提出が4月28日以降でも対象となります
- ※4月27日以降に亡くなった人は給付の対象です
- ※4月26日以前に亡くなった人は対象外です

申請する人

世帯主

申請方法

- 5月上旬に申請書類を世帯主宛てに郵送しました
- ①郵便での申請
申請書に、世帯主の氏名、現住所、生年月日、振込先の口座番号を記入し、本人確認書類、振り込み先が分かるもの（通帳やキャッシュカードなど）の写しを添えて、同封の返信用封筒で市地域福祉課に郵送してください
- ②オンライン申請方式
マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、電子申請が可能です。

申請書類はオレンジ色の封筒が目印です



市ホームページ

問い合わせ 市地域福祉課（市保健福祉センター2階） ☎22-0177

一時資金の緊急貸付をします

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金が足りない場合、一時的な緊急貸付を行います。詳細はお問い合わせください。

貸付の内容

- 緊急小口資金 20万円以内
- 総合支援資金 最大月20万円（複数世帯の場合）の貸付を3カ月以内

※利用は無利子で保証人も不要です
※1年以内の据置期間を設定できます
※新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付は、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の場合、償還を免除することができます

申し込み・問い合わせ 釜石市社会福祉協議会（市保健福祉センター8階） ☎24-2511

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人向け

各種保険税(料)の減免・傷病手当金支給のお知らせ

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人などが、次の基準に該当する場合、申請により国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減免します。

【減免対象となる人】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人 → **保険税(料)の全額を免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の(ア)～(ウ)の全てに該当する人 → **保険税(料)の一部を減免**

世帯の主たる生計維持者について	(ア) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (イ) 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること（介護保険料は除く） (ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること
------------------------	---

【減免対象となる保険税(料)】

令和元年度分および令和2年度分の保険税(料)であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

②の減免額の算定

次の表で算出した対象保険税(料)額に、世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じた額

対象保険税(料)額 = A × B / C	
A	国民健康保険税の場合：世帯の被保険者全員について算定した保険税額 介護保険料の場合：第1号被保険者について算定した保険料額 後期高齢者医療保険料の場合：被保険者個人について算定した保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る令和元年の所得額
C	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合：世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額 介護保険料の場合：世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

【申請方法・期間】

各保険税(料)担当課窓口へ備え付けの減免申請書を提出してください

申請期間 7月1日(水)～令和3年3月31日(水)
8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

【必要な物】

- ①②共通 印鑑、身分証明書
- ①に該当する人 診断書
- ②に該当する人 世帯の主たる生計維持者の昨年および今年の月別の収入が分かる書類（事業帳簿、給与明細の写しなど）
※申請月の前月までは実収入金額、申請月から12月までは収入見込み額となります

詳細は、お問い合わせください

問い合わせ
国民健康保険税について 市税務課 市民税係 ☎27-8481
介護保険料について 市高齢介護福祉課 高齢介護係（市保健福祉センター2階） ☎22-0178
後期高齢者医療保険料について 市市民課 医療給付係 ☎27-8450